

土木工事・建築工事に伴う現場発生品の取扱い要領

和光市制定 平成20年6月16日

第1 現場発生材の定義

現場発生品とは、土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事（以下「工事」という。）に伴い工事現場に発生した次のようなもの（廃棄物処理法、再生資源の利用の促進に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱で指定されたものは、除く。）をいう。

- (1) コンクリート二次製品
- (2) 砂利、 栗石、 野面石等
- (3) 鋼材及び金物類
- (4) 機器類
- (5) 木材類

第2 現場発生品の管理

現場発生品の管理に関する事務は、工事を担当する課又は所において行うものとする。

第3 現場発生品の処理

- 1 監督員は、請負者から現場発生材について、様式1号の現場発生品報告書を提出させ、これを確認のうえ、材料品受払簿（様式2号）に記入し、課（所）長に報告しなければならない。
- 2 請負施工以外の工事により現場発生品が生じた場合は、監督員は様式第2号の1材料品受払簿に記入し、課（所）長に報告しなければならない。
- 3 課（所）長は、監督員から引継ぎを受けた現場発生品が老朽及び破損が著しいため、その本来の用途に供することができないと認められる場合は、不用決定を行い、譲与、売払い又は廃棄の手続きをとらなければならない。
- 4 他の部から執行委任を受けて実施する工事の施工に伴う現場発生品は様式第3号の発生材引渡書により、当該財産の管理者に引渡さなければならない。

第4 現場発生品の処理の特例

監督員は、現場発生品の処理について、次に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、課所長に対する報告を省略することができる。

- (1) 現場発生品を指定した捨場に処分することが設計書に明記されている場合。
- (2) 現場発生品を他の工事等に再使用することが設計書に明記されている場合。

- (3) 現場発生品を当該工事の施工業者が自由処分できることが設計書に明記されている場合。
- (4) 現場発生品の処理について、他の公共団体等に譲与することが設計書に明記されている場合。ただし、この場合は他の公共団体等から譲与申請書、受領者等を徴しておかなければならない。

第5 交通事故等により発生した発生品の処理

交通事故等により道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物がき損を受け、当該加害者が原形復旧した場合、復旧により生じた使用可能な発生品の処分については、加害者と協議の上措置すること。この場合加害者が発生品の処分について、権利放棄した場合は、その旨を明記した別紙様式 3 号の文書を徴しておかなければならない。

第6 不用決定の基準

現場発生品の不用決定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 老朽及び破損等が著しいため利用価値がなくなると認められる場合。
- (2) 現在及び将来とも使用する見込みがないと認められるもので、他に保管転換等適切な処理をすることができない場合。
- (3) 保管場所がないため引き続き保管することができない場合。